平成３０年（フ）第５０号
兵庫県伊丹市池尻２丁目50番地２　201号、申立時の住所兵庫県伊丹市山田６丁目５番72―208号
債務者　寺本　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
大分市大字田尻672番地の２
債務者　増田　高士
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３４号
宮城県柴田郡大河原町福田字堀内54番地２
債務者　最上　雄一
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第３７０号
神戸市東灘区北青木１丁目２番４―401号
債務者　リサ美容室こと　山下喜美香
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大上　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２９号
大阪府阪南市下出778―１プチメゾン103号室、住民票上の住所大阪府堺市中区新家町613番地
債務者　安井　信治
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
大分県杵築市大字杵築325番地　アーバン門田201号室、住民票上の住所大分市大字野津原645番地
債務者　天野　鉄也
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
川崎市川崎区日進町13―３　グリーンハイツ井田202、住民票上の住所鹿児島県南さつま市加世田川畑3246番地
債務者　柳生　良治
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第２７号
鹿児島県南さつま市加世田川畑3246番地
債務者　柳生　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２８９号
北九州市小倉南区南方３丁目21番20号（201）
債務者　大庭　憂也
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３００号
北九州市若松区高須南３丁目４番13―305号
債務者　筑紫　良憲
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５６５号
愛知県半田市岩滑高山町３丁目133番地の１
債務者　葛巻　晴美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５７５号
名古屋市中川区高畑１丁目234番地　ニュープレジオ高畑101号
債務者　江間美由希（旧姓森）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２９号
三重県伊勢市上地町1712番地５　ミルキーウェイ２Ｃ
債務者　東山　裕輝
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
三重県伊勢市上地町1712番地５　ミルキーウェイ２Ｃ
債務者　東山　幸代
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
岡山県倉敷市中庄1341番地11
債務者　西村千代子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
岡山県倉敷市水江1388番地　メゾンドールＢ棟102
債務者　泊　　正生
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
岡山県倉敷市中央２丁目15番３号
債務者　久保田　勉
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係